

# 地歴 問

## 地理歴史等

23 年 度

注 意

1. 「解答はじめ」というまで開いてはいけない。
2. 問題は1冊(本文25ページ、下書用紙2枚)、解答用紙は1枚である。下書用紙は問題冊子の中にはさみこんであるので引き抜いて使ってよい。なお、問題冊子と下書用紙は持ち帰ってよい。
3. 全部の解答用紙に受験番号を書くこと。受験番号は次の要領で明確に記入すること。

(例) 受験番号 50001 番の場合 → 

5	0	0	0	1
---	---	---	---	---

4. 1) 世界史, 2) 日本史, 3) 地理, 4) 倫理, 政治・経済, 5) ビジネス基礎, 以上5科目のうちから1科目を選んで答えよ。さらに選択科目の番号を受験番号の隣の欄に書くこと。

(例) 2) 日本史を選んだ場合 → 

					2
--	--	--	--	--	---

5. 解答は、解答用紙の所定の位置に横書きで書くこと。他の所に書くと無効になることがある。字数などの指示がある場合は、その指示にしたがって書くこと。字数制限がある場合、洋数字およびアルファベットにかぎり、1マスに2文字入れることができる。句読点は、1マスに1文字とする。問題番号にも、1マスを使用すること。例えば問1ならば1と書けばよい。

# 日 本 史

I 次の文章を読んで下記の問いに答えなさい。(問1から問5まですべてで400字以内)

古代から現代までのわが国の制定法には、大づかみに、人々が自分たちの社会を共同して管理することを理念とする法(自己統治型法)と、支配者が被支配者に対して命令することを理念とする法(命令型法)との、二類型が存在した。

律令(飛鳥浄御原令・大宝律令・養老律令など)は命令型法の典型である。すなわち、それは、被支配者一般に対する天皇の命令にほかならなかった。それまで人々を規律していた原始時代以来の法は、主として、<sup>(1)</sup>伝統的呪術的な性質の不文法であり、そこでの天皇(大王)の役割は、基本的に、裁判における単なる判定者にとどまっていたが、七世紀後期の国際情勢によって、わが国は、<sup>(2)</sup>専制君主(皇帝)を頂点に戴く発達した官僚制国家を確立していた中国から合理的な制定法の体系(唐の律令)を導入し、命令と服従の関係を確立することを通じて、強力な王権と国家を建設する必要にせまられたのであった。しかし、中国生まれの制定法とわが国の伝統法とのギャップは甚だしく、律令体制はなし崩し的に変容して、九世紀以降、律令条文の補足や改正を目的とする  という名称の法が制定されていった。とはいえ、これとても、命令型の法であることにはかわりはなかった。

中世の制定法は、自己統治型が基調をなしていた。鎌倉幕府の御成敗式目は、<sup>(3)</sup>その典型である。これが自己統治型の法であることは、法の末尾に記された  によって知られる。これは、執権・連署・評定衆などの鎌倉幕府有力者たちが自分たちの制定した法を遵守することを神仏に誓うために作成した文書にほかならない。中世後期に盛んに作成された国人たちの一揆契約状はもとより、戦国大名相良氏(肥後国)や六角氏(近江国)の分国法も、家臣団による起草という事実が示すように、家臣たる国人領主たちの自己統治の法というべきものであった。自己統治型の法の制定の動きは、やがて庶民にも広まり、数多くの惣掟(村法)が生まれた。

近世幕藩体制時代に入って、武家の法は、一転して命令型となった。江戸幕府が諸大名を統制するために制定した  がその典型である。各大名が制定した家法(藩法)も、大名が家臣団を統制するための命令型法に変容した。その一方で、近世の庶民たちは、村法などの自己統治型の法を作り続けていったが、近代初頭の自由民権運動の中から生まれた、民選議院を中心に国家権力を編成しようとする数多くの私擬憲法は、その発展形態と位置づけることができる。しかし、わが国の近代国家は自由民権運動を押し潰し、民権とは正反対の  を中心に据えた、欽定憲法としての大日本帝国憲法を最高法規とする法体制を構築することになった。

アジア・太平洋戦争の敗北により大日本帝国憲法体制は瓦解し、かわって、日本国憲法が制定された。日本国憲法は、大日本帝国憲法の改正という形式で制定されたが、 を高らかに宣言した内容に着目するならば、自己統治を理念とする法にほかならない。この意味において、日本国憲法は、自由民権運動の私擬憲法、さらには、中世の諸法にまで遡りうるこの国の伝統に深く根ざしている、ということができる。

問 1 ①から⑤の空欄に入れるべき適切な語句は何か(解答語句の前に番号を付すこと)。

問 2 下線部(1)に記された原始時代の法状態を端的に示す呪術的性質の裁判の名称につき、漢字とヨミの両方を記し、その概要を述べなさい。

問 3 下線部(2)に関し、わが国を律令国家の建設に導いた「七世紀後期の国際情勢」について、軍事を中心に説明しなさい。

問 4 下線部(3)に関し、御成敗式目が自己統治型の制定法となりえた社会経済的、政治的条件について、説明しなさい。

問 5 下線部(4)の「私擬憲法」は、わが国の自己統治型の法の伝統をひく一方で、西欧の法思想の影響を受けていた。その一つは、問題文に記されている民選議院論であるが、その他にも今ひとつ、きわめて重要な法思想が存在した。その名称を記し、その思想内容と、それが今日の法に与えている影響について、説明しなさい。

Ⅱ 次の文章は山路愛山が1906(明治39)年に公刊した「現代日本教会史論」から、井上馨の条約改正をめぐる動きとその影響を論じた部分の抜粋である(読みやすさを考慮して一部書き改めてある)。これを読んで下記の問いに答えなさい。(問1から問4まですべてで400字以内)

条約改正の問題は久しく我政治家の頭脳を悩ましたりしが明治十六七年の交より世論再び之に傾き明治二十年井上案の将さに成功せんとするに至って此問題に対する人心の激動は其絶頂に達したり。蓋し単に政治的の一現象として見れば是れ固より日本思想史と何の関係なきものなり。されど当時の日本政府が其所謂改正案をして円滑なる結果に達せしめんがために泰西流儀を以て日本の法律を制定し、<sup>(1)</sup> 外国語の教育を奨励し、内外人の交際を盛んにし、日本人をして、能うべくんば泰西の皮毛を蒙らしめんと勉めたる結果が所謂欧化主義なる一種の傾向を生じたるは即ち疑ふべからず。而して政府以外の人士と雖も、始めより泰西的の教育を喜ぶものありて此潮流に乗じ盛んに日本を泰西化せざるべからずと唱道したりき。吾人は此の如き思想の変化を総ての現象に於て見ることを得。たとへば外国行きの漸く増加したるが如き、＜略＞羅馬字会、演劇改良会の起りたるが如き、書方改良、言文一致、小説改良、美術改良、衣食住等の有らゆる改良論の唱へられたるが如き、<sup>(2)</sup> ＜略＞既にして井上案は失敗せり。其故らに現出せしめんとしたる仮粧の欧化政策は冷笑の下に葬られたり。されど此間に養成せられたる泰西的の学問と趣味とに至っては彼れの政策が失敗したるが為に遽に衰へざりき。＜略＞吾人は此の如き思想の猶ほ日本の人心を支配しつゝありし徴候として当時最も流行したりし徳富蘇峰氏の国民之友と、巖本善治氏の女学雑誌とに就きて少しく説く所なきを得ず。<sup>(3)</sup>

注 「泰西」：西洋、西洋諸国

問1 井上馨の改正案の内容とそれが失敗に帰した理由を具体的に説明しなさい。

問2 下線部(1)の内容を具体的に説明しなさい。またこの延長上で1890年に公布された法律とそれをめぐる論争の内容と論争の結果を説明しなさい。

問 3 山路愛山は、この時期の政府の欧化政策が条約改正には結びつかなかったものの、文化史の上では大きな影響を發揮したと評価している。このことを念頭に置いて、下線部(2)について、文学史を例にとり、前後の時期にも触れながら、この時期に起きた変化がなぜ重要かが分かるように、具体的に説明しなさい。解答にあたっては作品名と作者名もあげなさい。

問 4 下線部(3)について、当時の政府の施策に対し、徳富蘇峰は『国民之友』誌上で、どのような批判を展開したかを具体的に説明しなさい。

Ⅲ 第1次世界大戦に関する下記の問いに答えなさい。(問1から問3まですべてで400字以内)

問1 歴史上最初の総力戦となった第1次世界大戦は、かつてない惨禍を人類にもたらした。そのため、大戦後、国際法の領域では、国際紛争を解決する手段として、戦争という行為に訴えること自体を違法とみなす「戦争の違法化」が進んだ。この「戦争の違法化」を象徴する組織と国際条約をひとつずつあげ、日本政府の関与にもふれながら、その内容を簡単に説明しなさい。

問2 大戦後、アジア地域では、列強間の協調体制を構築するため、大規模な国際会議が開催された。軍備問題・中国問題を中心にして、その国際会議の内容と日本政府の対応を具体的に説明しなさい。

問3 第1次世界大戦は、ソヴィエト政府が提唱した無併合・無賠償・民族自決の講和原則、アメリカ大統領ウィルソンの提唱した平和原則14カ条などの影響もあって、民族独立運動高揚の大きな契機ともなった。日本の植民地であった朝鮮においても、大戦後、民族独立運動の大きな高揚がみられたが、日本政府はこれに対し、どのように対応したか。具体的に説明しなさい。